

令和 4 年第 4 回 廿日市市議会

(第 4 回 定例会)

公の施設の指定管理者の指定について

議案第 104 号 廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場 …… 1

廿 日 市 市

公の施設の指定管理者の指定について(廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場)

1 施設の概要

- (1) 名称 廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場
- (2) 所在地 廿日市市原2210番地
- (3) 設置目的 瀬戸内海国立公園極楽寺山に隣接した豊かな自然環境を利活用することにより、自然と親しみ、広域的な交流等を促進することを目的とする。
- (4) 事業概要
- ・幅広い世代に自然とふれあえる環境を提供すること。
 - ・広域的な交流及び地域活性の促進に関すること。
 - ・その他アルカディアの目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (5) 年間利用者数 3,472人(令和3年度)
- (6) 現在の指定管理者 一般社団法人はつかいち観光協会
- (7) 現在の指定管理料 27,107千円(3年間の計)
- | | |
|-------------|----------|
| R2年度(9月～3月) | 3,945千円 |
| R3年度 | 11,581千円 |
| R4年度 | 11,581千円 |

2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

4 選定結果

別紙②のとおり

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む)			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合 計
収 入	13,150	14,000	15,550	42,700
指定管理料	9,600	9,600	9,600	28,800
利用料金	3,000	3,800	5,000	11,800
その他の収入	550	600	950	2,100
支 出	12,908	13,770	15,160	41,838
収支の差	242	230	390	862

6 主な提案内容

- ・ 新たなキャンプサイトを造成する。
- ・ 他のキャンプ場との差別化を図るため、ペット可エリアを提供し、新規利用者を獲得する。
- ・ 子育て世代の活用促進を図るため、子ども向けのイベントを実施する。

団体概要書

ふりがな 団体名	いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 はつかいち観光協会 かんこうきょうかい		
ふりがな 代表者氏名	しおだ ひとし 塩田 均	設立年月日	平成 22 年 8 月 2 日
事務所の 所在地	〒738-0015 広島県廿日市市本町 5 番 1 号		
職員数	30 名（パート含む）	売上高	69,714,207 円
経営理念	観光事業を通じて地域社会に貢献する		
主な 業務内容	1. 観光地の宣伝、紹介及び観光客の来訪の促進 2. 観光客の受け入れ体制の充実 3. 観光に対する情報の収集及び調査研究 4. 観光関係従事者の資質の向上のための研修 5. 観光諸行事の開催及び協力 6. 観光施設の管理・運営受託 7. 観光関係諸団体との協調した総合的な観光振興 8. 特産品の販売と通販事業 9. 旅行業法に基づく旅行業他 10. その他当法人の目的を達成するために必要な事業		
経営方針	当法人は、廿日市市及びその周辺地域と連携して、集客を創出する事業施策の立案・実行を行うとともに、観光客の誘致に努め、受入体制の整備や歴史遺産の活用を図り、観光事業を通して地域経済の発展と地域文化の向上に寄与することを目的とする。		
類似事業の 受託等実績	1. 極楽寺山憩いの森キャンプ場 2. ふれあいの森、さくらの里 3. 岩倉ファームパークキャンプ場		

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場に係る指定管理者候補者の選定について

令和4年10月25日
産業部観光課

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場の指定管理者候補者を選定した。

1 募集の概要

○ 募集期間

令和4年9月27日（火）から令和4年10月19日（水）まで

○ 申請者

一般社団法人はつかいち観光協会（廿日市市本町5番1号 代表理事 塩田 均）

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定する。

(2) 審査基準

審 査 基 準	審 査 の 項 目
1 平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保 ※確保できていない場合は失格 (2) 高齢者や障がいのある人等の施設利用への配慮
2 管理に係る経費の縮減	提案額は、募集要項に掲げる指定管理料の範囲内か
3 パートナーシップ	廿日市市との信頼関係に基づくパートナーシップに対する考え方は適切か

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、一般社団法人はつかいち観光協会を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	一般社団法人はつかいち観光協会
総合判定	適

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで